令和2年度 SNS を活用した第9回太平洋・島サミット PR 事業 業務委託仕様書

1 目的

流

(1) 事業の目的

G7伊勢志摩サミットから5年、本県とパラオ共和国の友好提携締結から25年の節目を迎える令和3(2021)年に、志摩市を中心とした伊勢志摩地域において第9回太平洋・島サミット(PALM9)が開催されることが決定した。本県では、PALM9に向け、開催気運の盛り上げを図るとともに、国内外へ三重の魅力を発信し、地域経済の回復に繋げることを目指して事業展開を進めている。

また、新型コロナウィルス感染症対策として、デジタルトランスフォーメーション (DX) が加速し、これまでのような現実の催事と紙媒体を中心とした PR 手法から、WEB や SNS を活用したオンライン上での PR 手法への変革が求められている。

こうした状況の中、本事業は SNS を通して、PALM9 に関する情報発信、本県や志摩市などが実施する現実の催事の情報発信を行い、開催気運醸成を図るとともに、観光や食文化をはじめとする本県の魅力を発信し、もって本県のブランド力向上を図ることを目的として実施する。

(2) 事業展開スケジュール

本事業の目的達成に向けた全体的なスケジュールは以下の通りである(<u>太枠</u>部分が今回委託部分)。契約の日から 200 日前までの取組については、本業務委託の受託者による創意工夫を凝らした提案により実施する。

	時点	取組の趣旨	主な対象と内容	その他の取組
	(開催日起点)	Will by Ce I	(イメージ)	(現実の催事等の案)
	契約の日から 200 日前まで	本事業のスタ ートアップ	※この部分もご提案ください。	
	200 日前 (12 月中旬)	サミットの認 知・浸透	【国内・国外向け】 認知度の向上に向けて拡散力のある取組	地元ラグビーチーム協 力による PR、県内イベ ントへのブース出展等
	100 日前 (3 月下旬)	関心・理解度の向上	【県内向け】 太平洋島しょ国、太平洋・島サミット に関する理解促進 例) 島しょ国の美しい風景などの紹介 【県外・国外向け】 開催地の魅力発信 例) 志摩市の食文化紹介など	地元ラグビーチーム協力によるPR、地元学校等でのPR、三重テラスでのPRイベント、都市圏ホテルでのフェア等、駐日大使・メディアによる視察
	60 日前 (5 月上旬)	共感・参加意 識の醸成	【県内向け】 関連イベント等のPR・参加呼び掛け 【県外・国外向け】 開催地の魅力発信、PALM9 に関する情 報発信	地元ラグビーチーム協 力による PR、プレイベ ント、地域イベントで の広報等
	30 日前 (6 月上旬)	開催気運の共有・拡散	【県内向け】 気運醸成イベントの PR・参加呼び掛け 【共通】 PALM9 に関する情報発信	地元ラグビーチーム協 力による PR、各種イベ ントでの PR、広報親善 大使の活用等
/	開催日 (7月上旬想定)	安全・安心な サミット開催	【共通】 PALM9 に関する情報発信	

2 業務内容

- (1) SNS アカウントの作成・運用
 - ① 下記の SNS のアカウントを1つずつ作成し、PALM9 に関する情報及び観光や 食文化等の伊勢志摩地域を中心とした三重県に関する情報、三重県や志摩市な どが実施する PALM9 に関する現実の催事に関する情報を発信すること。

Twitter, Instagram, Facebook, YouTube

- ② ユーザー名やアカウント名は、現に登録が可能であり、本事業の目的にふさ わしく、多くの SNS ユーザーに対して訴求力があるものを提案すること。
- ③ 2か国語(日本語及び英語)での情報発信を行うこと。なお、英語での情報 発信にあたっては、できる限りネイティブスピーカーにより投稿内容を作成す ることが望ましい。
- ④ SNS の運用期間は令和 2 年 10 月中旬から令和 3 年 3 月 31 日 (水)までとし、 具体的な運用開始日は契約後に受託者と調整の上、決定する。なお、令和 3 年 4 月 1 日以降も県が継続してアカウントの運用を行うことに留意し、契約終了 時にアカウントを三重県へ引き渡すこと。
- ⑤ 運用期間中の実施計画(コンセプト、スケジュール、主に訴求したい対象者、 各 SNS での投稿内容、フォロワー数や閲覧数等の数値目標等)を提案すること。
- ⑥ プロフィール等のデザインは、本事業の目的に即し、PR 効果が高いものを提案すること。
- ⑦ SNS アカウントの運用

各 SNS アカウントにおける投稿素材は同一でも可とするが、各 SNS の特性に 応じて投稿内容を変更すること。

- ア Twitter アカウントは下記のとおり運用すること。
 - (ア) 独自ツイートを1日1件以上行うこと。
 - (イ) 本事業の内容に関連するツイートをリツイートすること。なお、どのようなツイートを何件程度リツイートするかは提案を行うこと。
 - (ウ) 本事業の目的を達成するために有効と考えられる場合は、他のユーザーをフォローすること。フォローするユーザーは受託者が県に提案し県が同意するものまたは県から指示があったものとする。
 - (エ) その他本事業の効果を促進するための取り組みを積極的に提案すること。
- イ Instagram アカウントは下記のとおり運用すること。
 - (ア)フィードへの投稿を平均週3件以上、期間中75件以上行うこと。
 - (イ) 投稿にあたっては、ハッシュタグをなるべくたくさん付けるなど、リーチ数の増加を図ること。
 - (ウ) 本事業の内容に関連する投稿へ「いいね!」を行うこと。なお、どのような投稿を何件程度「いいね!」するかは提案を行うこと。
 - (エ) その他本事業の効果を促進するための取り組みを積極的に提案すること。

- ウ Facebook アカウントは下記の通り運用すること。
 - (ア) Facebook ページへの投稿を平均週1件以上、期間中 25 件以上行うこと。
 - (イ) Facebook に投稿する内容は、Twitter、Instagram において掲載した情報をより詳細に伝えるなど、ユーザーがより興味と理解を深めるためのものとすること。
 - (ウ) 本事業の内容に関連する投稿へ「いいね!」を行うこと。なお、どのような投稿を何件程度「いいね!」するかは提案を行うこと。
 - (エ) その他本事業の効果を促進するための取り組みを積極的に提案すること。
- エ YouTube アカウントは下記のとおり運用すること。
 - (ア) 県が撮影した未編集の動画を受託者が編集し、YouTube チャンネルへ投稿すること。投稿件数は契約期間を通じて10本程度とする。
 - (イ) その他の動画投稿については自由提案とし、動画の内容・長さ、投稿件 数等について提案すること。
- (2) Twitter 及び Instagram におけるプレゼント等の企画
 - ① より多くのフォロワーを獲得し、本事業に関する情報を拡散するため、Twitter 及び Instagram において、PR 効果の高いプレゼント企画を実施すること。プレゼント企画の内容(実施時期、回数、対象者、実施方法等)については、提案すること。
 - ② 本企画に関する賞品の準備、当選者の決定等を行い、契約期間内にすべての 当選者に賞品を発送すること。
 - ③ 賞品総額は1,000,000 円程度とし、三重県や太平洋・島サミットに関連する商品等を積極的に採用すること。また、各賞品の商品名や金額等を具体的に提案すること。
 - ④ 日本及び海外の企業・団体等の協賛(協賛金、キャンペーン賞品等)等により委託料の範囲外において賞品の設定を妨げるものではなく、積極的に提案すること。なお、協賛等を行う企業・団体等は県と協議の上、決定すること。
 - ⑤ 県が協賛を受け、別途プレゼント企画を実施する場合は、コンテンツの作成 や情報発信等を行うこと。なお、費用の見積にあたっては、別途行うプレゼン ト企画を3回とすること。
- (3) ハッシュタグや広告機能を活用した SNS 上での情報拡散企画の実施
 - ① 本事業に関する情報を拡散するため、ハッシュタグを活用した有効な手法を 提案すること。
 - ② リーチやインプレッションを獲得するため、広告を活用した有効な手法を提案すること。なお、広告に要する費用の総額は1,000,000円以上とすること。
 - ③ 広告宣伝において、必要に応じてクリエイティブ等を作成すること。
 - ④ クリエイティブデザイン、広告表現及び媒体については県と協議の上、決定すること。

(4) 経済波及効果の測定

契約期間中の SNS 運用による経済波及効果を測定すること。経済波及効果の測定方法・手段については提案すること。

(5) その他共通事項

- ① 各 SNS アカウントの運用、プレゼント企画等を統一的にブランド化して実施 し、より効果的な情報発信を実現するため責任者を置くこと。
- ② スケジュールの提案にあたっては、第9回太平洋・島サミットの開催日を7月上旬と想定した上で、1-(2)事業展開スケジュールと整合させること。 なお、200 日前までの取組については、提案者の創意工夫をもって提案すること。
- ③ 受託者が作成した投稿案と県の方針を調整するための会議を月2回程度開催すること(オンライン会議でも可とする)。
- ④ 本事業による情報発信や広告等に対する反応について、分析に必要なデータ を収集・解析し、エンゲージメント率を高めるための改善を行うこと。また、 その結果について、②の会議において、報告すること。
- ⑤ 投稿にあたっては、「三重県職員のソーシャルメディア利用ガイドライン*」 に準拠すること。

**URL: https://www.pref.mie.lg.jp/socialmedia/68084043328.htm

- ⑥ 投稿する内容は受託者が作成し、内容について県と協議の上、投稿すること。 県が投稿素材を提供する場合は、受託者が他の投稿とスタイルを統一させ、投稿を行うこと。この場合、2-(1)-⑦に指定する投稿件数には含まないものとする。
- ⑦ 投稿にあたっては、取材などにより適切に情報を収集し、即時性のある情報 発信を行うこと。また、地元住民や在日留学生等、太平洋島しょ国にゆかりの ある人物を活用するほか、発信力のあるカメラマンやインフルエンサー等によ り投稿の拡散を図ること。
- ⑧ 別途ロゴマーク及び広報親善大使が外務省により決定される予定であるため、 できる限り活用すること。
- ⑨ 地元ラグビーチームや地元高校等に関する投稿素材を県から受託者に提供する予定であるため、それらを編集し、投稿すること。これらの投稿は平均週1件程度とし、2-(1)-⑦に指定する投稿件数には含まないものとする。
- ⑩ コメントやメッセージ(外国語によるものを含む)があった場合、内容について県と協議の上、こまめに回答すること。特に、太平洋・島サミットや観光情報に関する質問があった場合には最長3日以内に返答すること。
- ① 書き込みに対するネガティブチェックを毎日実施し、ネガティブな書き込みや攻撃的内容が急増した場合、すみやかに適切な緊急対応措置を実施すること。
- ② 記事に掲載する写真や動画について、掲載許可を取得すること。
- ③ 記事の写真等については、今後、県が作成するPRツールに無償で掲載する場合があるため、写真等入手の際には、これを前提に許可を得ておくこと。

- ④ 委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権(著作権、意匠権、商標権等)、 プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- ⑤ 上記以外でも本事業の効果を促進するための取り組みについては積極的に提案・実施すること。

3 成果品

- (1)納品する成果品
 - ① 委託業務の実施内容及び効果検証、今後の効果的な情報発信に向けた提案を 記載した「委託業務報告書」(原則としてA4版・両面印刷) 1部(提出時期: 委託業務完了時)
 - ② 委託業務において生じた成果物 各1部(提出時期:随時)
 - ③ 写真等業務の履行状況が確認できるもの 1部
 - ④ 必要があれば実施内容の説明資料 1部
- (2) 成果品の提出期限

令和3年3月31日(水)17時まで

4 契約上限額

13,255,550円(消費税及び地方消費税を含む)

5 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

6 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1)受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ③ 発注所属に報告すること。
 - ④ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1) ②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

7 その他

- (1) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (2)個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を 遵守すること。また、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に より、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則 があることに留意すること。
- (3) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。
- (4) 第9回太平洋・島サミットの日程により、委託契約期間を変更する場合があるため留意すること。
- (5)業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとする。

8 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部国際戦略課 太平洋・島サミット推進班 古市、西尾

TEL: 059 - 224 - 2638FAX: 059 - 224 - 3024

t° -1-1/1149

E-mail: palm9@pref.mie.lg.jp